

大和市立病院の診療科目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第6号

大和市立病院の診療科目を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の診療科目を定める規則（平成20年大和市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 脳神経内科

第2条第13号及び第14号を次のように改める。

(13) 整形外科

(14) 形成外科

第2条中第16号を第18号とし、第15号の次に次の2号を加える。

(16) 放射線診断科

(17) 放射線治療科

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。